



Title	日清・日露戦争の世界史的位置：日本の国家形成と世界秩序の変容
Author(s)	額原, 善徳
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44752
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	顥原 善徳
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 18206 号
学位授与年月日	平成15年12月3日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科史学専攻
学位論文名	日清・日露戦争の世界史的位置—日本の国家形成と世界秩序の変容—
論文審査委員	(主査) 教授 猪飼 隆明 (副査) 佛教大学文学部教授 原田 敬一 教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、主に日清戦争・日露戦争の開戦原因の再検討を通じて、近代日本の形成・確立過程における国際秩序とその変容、その国際環境が日本の国家形成の質に与える規定性を明らかにしようとしたもので、「序論」、「第一章 明治日本の国家形成と国際法秩序」、「第二章 日清戦後経営におけるアメリカ要因」、「第三章 日清・日露戦間期の日本外交におけるアメリカ要因」、「第四章 日露戦後の日本における国際社会と国家」「結語」からなる。

まず「序論」では、日清・日露の両戦争の開戦原因について、戦争の必然性を説明してきた旧来の研究、逆にその偶然性を強調する最近の研究について、後者は前者に対する批判としては説得的であるが、日本がいくつもの道の中で、あえて開戦という道を選ばなければならなかったその理由は明らかにされていないとする。それに対して、国際秩序と、その中で明治国家が国家形成を行うにあたって依拠した論理との間の矛盾の中に、開戦原因を探るべきだと提起した。第一章では、国際社会の現実は力の論理が支配する世界であるとともに、法の支配下の世界でもあるという認識、および一九世紀後半という時期は、いわゆる「文明国標準」の変容を伴いつつ国際社会の組織化が推進され、その構成単位として独立（主権）国家が要請される時期であるとの認識、を前提に、日本の条約改正運動は、客観的には国際法の権利義務の主体として積極的に国際法秩序の拘束のもとに入ろうとする試みであると位置づける。その場合政府は「所与の全体としての国際社会」を国民に理解させる必要がある。一方日本政府が条約改正を急ぐ理由は、権力基盤の確立とともに、明治初年以来の排外意識と攘夷論・外征論の抑制にあった。この危機感は、政府をして勢い軍備拡張という論理の強調へと向かわせる。一方、自らを国際法に見合う主権国家たらしめようとする日本政府は、日本の周辺にも主権国家を要求する、これが朝鮮の内政改革要求へと向かわせる。ここに孕まれる内在的矛盾を日本政府が克服できなかった帰結として、日清戦争が勃発したとする。第二章では、日清戦後、日本は国民の膨張要求やヨーロッパ列強との安易な同盟・提携論を抑えつつ、アメリカを戦後経営のモデルと見なし、外交政策においてもアメリカの東アジア政策への依存を強めていくことを明らかにし、第三章においては、その外交政策におけるアメリカ要因について、非ヨーロッパの小国にも国際法を適用することを保証する存在としてのアメリカ（非ヨーロッパの大國）への期待の表れであり、それは、アメリカの、日本の条約改正交渉へのアメリカの好意的態度や、ベーリング海峡漁業紛争・ヴェネズエラ国境紛争等におけるイギリスの論理へのアメリカの批判的抵抗の姿勢から生まれたものであることを明らかにした。しかし、同時にアメリカ要素は、ジョン・ヘイ宣言に顕著なように、中国市場をめぐっての日本との利害対立を惹起する要因でもあった。すなわちアメリカが経済大国であることを強調することは皮肉にも

アメリカへの警戒心を醸成することにつながるものであったと指摘する。ついで第四章では、アメリカに接近する根拠として、アメリカの経済大国化を強調すればするほど、アメリカに対する警戒感も強まる、すなわち対米依存姿勢がかえってアメリカとの不調和をもたらすというわけである。ここにいたって、国際社会は国家間の生存競争の世界であると認識されるが、そこで要請されるのが主権の最高性と絶対性とが異なることを論証する言説であったとする。韓国併合の法的解釈をめぐる見解の対立を契機に展開された、美濃部達吉と立作太郎との国際法と国内法の関係をめぐる論争はここに位置づけられる。ここでは、国際法と国内法のいずれが優位を占めているとするかといった表面的問題ではなく（通例美濃部が国際法優位説を主張するのに対して、立はその逆であるとされる）、同一の権利義務が国際法と国内法の両面に効力を有するか否か、国際法に抵触する国内法は有効か否かをめぐって闘われたのであると主張する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近代日本が、とくにアジア諸国・民族に対して侵略的・植民地主義的膨張を遂げていったという周知の事実を、これまでの明治国家が本質的にもつ侵略主義的本性から帝国主義論へといった枠組みではなく、国際社会に対する認識とりわけ法認識の、ヨーロッパ諸国・アメリカ（非ヨーロッパの大國）および日本の相違と、その変化の分析をつうじて明らかにしようとしたところに最大の特徴がある。その場合、万国公法・国際法という列強の造る国際社会の法体系・秩序に対する楽観的見識を前提に、それにもとづく主権国家建設と国際社会とくにアジアへのその投影の努力が、かえって国際社会との間の矛盾をつくりあげた、すなわち日清・日露戦争開戦に結果するとしたのである。このことを明らかにするために、法史学の方法を駆使したのである。こうして、硬直しがちな研究に、清新な可能性を提起することができた。また、法史学に対しても、例えば美濃部・立論争に対する評価に見られるように、その常識的な議論に新たな見地を加えることができた。歴史的事実、実体そのものの分析から本質に迫るという歴史学の方法から見て、あるいは物足りなく、思弁的に過ぎると思われるところがないではないが、提起のもつ斬新さと今後の研究発展の可能性から見て、決定的欠陥とは思われない。したがって、本論文を博士（文学）の学位を授与するに値するものであると認定する。